

津幡町飲食店まん延防止支援金 申請要領

申請期間

令和4年4月1日（金）から
令和4年6月30日（木）まで

令和4年4月1日

目次

I. 本事業の概要・支給対象	1
1 目的	1
2 交付対象者	1
3 支給額	1
II. 申請に必要な書類	2－3
III. 記載例	4－6
1 申請書兼実績報告書	4
2 誓約書	5
3 支援金請求書	6
IV. その他	7
問合せ先	7

I. 本事業の概要・支給対象

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、石川県の「飲食店への営業時間短縮要請」等に、要請期間中（令和4年1月27日～3月21日）全面的に協力した町内飲食店に対し、町独自で支援金を支給するものです。

※営業時間短縮に対する営業補償金ではありません。

2. 交付対象者

津幡町内で飲食店を営業する事業者で、下記の①又は②のいずれかと、③及び④に該当する者

- ① 令和4年1月27日から同年2月20日までの全期間において、石川県の時短要請に応じて営業時間の短縮等を実施し、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第8次）（以下「県協力金（第8次）」という。）の支給を受けていること。
- ② 令和4年2月21日から同年3月21日までの全期間において、石川県の時短要請に応じて営業時間の短縮等を実施し、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第9次）（以下「県協力金（第9次）」という。）の支給を受けていること。
- ③ 石川県の「新型コロナ対策取組宣言」を行い、感染予防対策に取り組んでいること。
- ④ 今後も町内において飲食店の営業を継続する意思があること。

3. 支給額

- ・町内の飲食店1店舗につき、県協力金（第8次）又は県協力金（第9次）の支給額の1/5（千円未満切り捨て）の合計（上限50万円）とする。
- ・令和4年3月21日までに「いしかわ新型コロナ対策認証制度」における認証を取得した対象者については、5万円を加算する。
- ・支援金の交付は、飲食店1店舗につき1回限り。

Ⅱ. 申請に必要な書類

申請するにあたり、下記の書類を提出してください。

①津幡町飲食店まん延防止支援金交付申請書兼実績報告書

所定の様式に必要な事項を記載したもの

②誓約書

③石川県協力金の振込が確認できる通帳の写し

- ・ 金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページ（通帳を開いた1、2ページ目 または 電子通帳の両面）の写し
- ・ 協力金の振込日・振込金額が確認できるページの写し

※本支援金は、石川県第8次協力金（本申請分）又は石川県第9次協力金（本申請分）の入金後でなければ申請することができません。

※下記のうち、受給した全ての協力金について振込を確認できる書類の提出が必要です。

第8次協力金（一部早期支給分）、第8次協力金（本申請分）

又は

第9次協力金（一部早期支給分）、第9次協力金（本申請分）

④本支援金の振込先口座を確認できる通帳の写し

金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し

※県協力金の振込口座以外の振込先を希望する場合のみ提出してください。

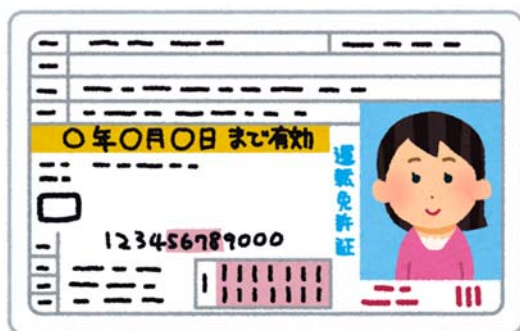
※振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。法人の場合は当該法人又は代表者の口座に限ります。

Ⅱ. 申請に必要な書類（続き）

⑤本人確認書類の写し

対象者本人の申請であることの確認のため、以下の書類を提出してください。

- ・法人の場合：登記事項証明書又は法人の代表者の運転免許証（両面）の写し
- ・個人の場合：運転免許証（両面）又は個人番号カードの写し（お持ちでない場合は、パスポートや健康保険証の写し等でもかまいません）



住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるようにしてください。

⑥「新型コロナ対策取組宣言書」又は「ステッカー」を掲示した写真等

石川県の「新型コロナ対策取組宣言書」又は「ステッカー」を事業所や店舗に掲示している様子がわかるようカメラで撮影し、写真を提出してください。

また、「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を取得した事業者は、認証書の写しを併せて提出してください。



新型コロナ対策取組宣言書



新型コロナ対策取組宣言書
ステッカー



「いしかわ新型コロナ対策
認証制度」認証書

⑦支援金請求書

Ⅲ. 記載例

1. 申請書兼実績報告書

様式第1号（第4条関係）

（宛先）津幡町長

提出日を記入 令和 年 月 日	
所在地	津幡町字加賀爪二3番地
事業者名	つばたまち食堂
役職	代表
代表者氏名	津幡 一郎
電話番号	076-288-6704

津幡町飲食店まん延防止支援金交付申請書兼実績報告書

津幡町飲食店まん延防止支援金の交付を受けたいので、津幡町飲食店まん延防止支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 **320,000** 円
- 2 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第8次）又は県協力金（第9次）の支給を受けた、津幡町内の飲食店名・所在地・飲食店の県協力金の支給額及び津幡町飲食店まん延防止支援金の交付申請額を記載してください。

飲食店名（屋号）		所在地	
つばたまち食堂		津幡町 字加賀爪二3番地	
①県協力金（第8次）	②町支援金（①×1/5） （1,000円未満切り捨て）	⑤計（②+④）	⑥加算額
625,000 円	125,000 円	270,000 円 （最高50万円）	50,000 円
③県協力金（第9次）	④町支援金（③×1/5） （1,000円未満切り捨て）		
725,000 円	145,000 円		
津幡町飲食店まん延防止支援金交付申請額		合計額（⑤+⑥）	320,000 円

※対象となる津幡町内の飲食店が2店舗以上ある場合は、別に申請用紙を準備して記載し、一緒に提出してください。

- 3 添付書類
 - ・誓約書
 - ・県協力金（第8次）又は県協力金（第9次）の振込が確認できる書類（通帳の写し等）
 - ・石川県の「新型コロナウイルス対策取組宣言」の宣言書又はステッカーを掲示した写真
 - ・「いしかわ新型コロナウイルス対策認証制度」における認証を取得した飲食店は、認証書の写し
 - ・本人確認書類（申請者が法人の場合は登記事項証明書又は法人の代表者の運転免許証等、個人の場合は運転免許証、マイナンバーカードその他公的機関発行の書類）の写し

2. 誓約書

誓 約 書

津幡町飲食店まん延防止支援金に関して、次のとおり誓約します。

- ☑ 支援金の対象となる飲食店について、令和4年1月27日から同年2月20日までの全期間又は同年2月21日から同年3月21日までの全期間のいずれかにおいて、石川県の時短要請に応じて営業時間の短縮を実施し、今後も営業を継続する意思があります。
- ☑ 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第8次）又は同協力金（第9次）を返還した場合、支援金の全額を返還します。
- ☑ 石川県の「新型コロナ対策取組宣言」（「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証）を行い、感染予防対策に取り組んでいます。
- ☑ 申請内容に偽りはありません。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- ☑ 津幡町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ☑ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
- ☑ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（石川県、税務当局、警察署、保健所等）に照会されることに同意します。

署名した日を記入

令和 年 月 日

(宛先) 津幡町長

所在地	津幡町字加賀爪ニ3番地
事業者名	つばたまち食堂
代表者役職	代表
代表者氏名	津幡 一郎

※所在地、事業者名、代表者役職氏名の欄は、必ず自署でお願いします。

代表者が自署で記入してください。

3. 支援金請求書

様式第4号（第6条関係）

記入しないでください

令和 年 月 日

（宛先）津幡町長

所在地	津幡町字加賀爪ニ3番地
事業者名	つばたまち食堂
役職	代表
代表者氏名	津幡 一郎

津幡町飲食店まん延防止支援金請求書

津幡町飲食店まん延防止支援金として次の金額を津幡町飲食店まん延防止支援金交付要綱第6条の規定により、請求いたします。

支援金請求額 金 320,000 円

振込先 口座情報は正確に記載してください。誤りがあると支援金の支払いができません。

金融機関名	支店名	預金種別
〇〇 銀行	△△ 支店	普通 当座
口座番号	口座名義（カナ）※申請者氏名と同一口座	
〇〇〇〇〇〇〇	ツバタ イチロウ	

「発行責任者」欄には代表者を、「担当者」欄には申請に関する事務をおこなっている方を、それぞれ記入してください。

代表の方が事務をおこなっている場合でも、必ず両方の欄を記入してください。

※「同上」や「〃」等、省略して記入することはできません。

	（事業者名）	（役職）	（氏名）	
発行責任者	つばたまち食堂	代表	津幡 一郎	連絡先 076-288-6704
担当者	つばたまち食堂	経理	津幡 花子	連絡先 076-288-6704

IV. その他

- (1) 申請の内容・証拠書類等の審査の際、不明な点が発生した場合は、記載された連絡先への連絡及び追加書類の提出を求めています。
- (2) 審査が終了し、交付決定がされた際は、申請者あて「交付決定及び確定通知書」（不支給の場合「不交付決定通知書」）を発送します。
- (3) 提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、交付金の返還等を求める場合があります。

【申請先・問い合わせ先】

〒929-0393 河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
津幡町産業建設部産業振興課商工観光係
TEL:076-288-6704 FAX:076-288-6470
E-mail:sangyou@town.tsubata.lg.jp